2 0 2 3 年 1 2 月 1 3 日行 政 報 告 資 料いきいき生活部保険年金課・介護保険課財 務 部 納 税 課

社会保険料に係る収納事務の納税課への統合について

町田市5ヵ年計画22-26の経営改革プラン「2-1-5 社会保険料に係る収納事務の民間委託及び統合」に基づき、国民健康保険税の収納事務と同様に、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る収納事務を納税課に統合します。

また、それぞれの収納事務の一部を民間事業者へ委託します。

1 目的

- (1)納付相談等の窓口の統合による市民サービスの向上
- (2)類似する事務の統合及び民間活力導入による事務の効率化

2 概要

保険年金課が所管する後期高齢者医療保険料と介護保険課が所管する介護保険料について、収納事務及び滞納整理事務のすべてを納税課に移管し、収納窓口を統合するとともに、来庁者受付や一次受電等の定型業務を民間事業者へ委託します。

3 実施時期

2024年4月1日(月)

4 実施の効果

(1) 市民の利便性向上

各課それぞれの窓口に行かなければならなかった、税や保険料の納付に関する問合せや相談、口座振替申込や還付金請求等の各種手続が、納税課1箇所で完結するため、市民の利便性が向上します。

(2) 事務の効率化

保険年金課及び介護保険課それぞれで行っている収納事務や納付相談業務等を納税 課に統合するとともに、定型業務を委託することにより、事務の効率化を図ります。

(3) 公平かつ公正な徴収体制の構築

徴収業務における納税課のノウハウを活かし、早期に財産状況を把握して納付義務者の資力に応じた丁寧な納付相談を行うなど、公平かつ公正な徴収体制を構築します。

5 市民へのお知らせ

2024年2月1日に広報まちだ及び市ホームページで、「2024年4月1日から後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る納付の問合せや相談、口座振替申込や還付金請求等の各種手続の窓口が納税課になる」ことをお知らせします。